

NPOを対象とした市町村の補助事業等の概要をまとめました。
ぜひご活用ください。

(平成29年度版)

	事業名	ページ数
高知市	公益信託「高知市まちづくりファンド」	1
安芸市	安芸市空き店舗対策支援事業費補助金	2
南国市	専門家派遣事業	3
	物部川流域アクションプラン実現事業	4
	商店街等活性化事業	5
	中心市街地活性化支援事業	6
	新製品等研究開発事業	7
	地域特産品等開発事業	8

お問合せ先等について

この資料は、県内市町村が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、県民生活・男女共同参画課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問合せ先へお願いします。

高知県文化厚生スポーツ部県民生活・男女共同参画課

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	公益信託 「高知市まちづくりファンド」
事業種別	補助事業
事業の目的	「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」に基づき、市民の自主的なまちづくり活動を支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	自然環境の保全や住環境の整備、福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習など、高知市を住みよいまち、豊かな地域社会にしていくために行うまちづくり活動が対象。ただし、営利を目的とする活動、宗教的活動、政治的活動、市の制度で補助金などの助成を受けている事業は対象外。
補助(委託等)対象事業者の種類	活動の拠点が高知市内にある構成員3名以上の団体で、そのうち3分の1以上が高知市に在住（または通勤・通学）している団体 ※学生まちづくりコースは、構成員3名以上が、18歳以上の学生であること。
補助率・補助額 ・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・「学生まちづくり」コース/助成金額：上限5万円 活動の第一歩を踏み出そうとしている、または活動が定着していない学生団体の活動を支援。 ・「まちづくりはじめの一步」コース/助成金額：上限5万円 まちづくりへの参加の第一歩を踏み出そうとしている市民団体、あるいは活動を始めているが、まだ定着していない市民団体の活動を支援。 ・「まちづくり一歩前へ」コース/助成金額：上限30万円（助成率100%） 市民団体が継続して行うまちづくり活動を支援。 ・「まちづくり拠点整備」コース/助成金額：上限100万円(助成率100%) 住みよいまち、豊かな地域社会をめざす施設・設備等の整備を対象。 ・「まちづくりたまごコース」/助成金額：上限3万円 活動の準備・計画、事前学習会などの支援
申請手続き・ 申請時期	<ホームページ参照> (http://www.kochi-saposen.net/fund.html)
その他 留意事項	
問い合わせ先	高知市市民協働部 地域コミュニティ推進課 総務・市民活動担当 弘光 電話 088-823-9080 FAX 088-824-9794 メールアドレス kc-102000@city.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	安芸市空き店舗対策支援事業費補助金
事業種別	補助事業 委託事業
事業の目的	安芸商工会議所と連携し、安芸市商店街連合会区域内の空き店舗等を活用し、新たに事業を行う事業者又は事業拡大等を行う事業者に対し、店舗の賃借料の一部を補助することにより、空き店舗の解消及び商店街の活性化を図る。
補助(委託等)対象事業の概要	安芸市商店街連合会区域内の市道に面する空き店舗を活用し、新たな事業又は事業拡大を行う事業者に対して、店舗賃借料の一部を補助する。
補助(委託等)対象事業者の種類	小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設を行うもので、 <u>昼間営業を主とするもの</u>
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:補助対象経費の2分の1 補助額:上限額30万円以内、1月当たりの限度額5万円、補助期間は最長6ヶ月
申請手続き・申請時期	随時受付
その他留意事項	
問い合わせ先	安芸市 商工観光水産課 商工観光係 電話 0887-35-1011 FAX 0887-35-8113 メールアドレス syokou@city.aki.lg.jp HP http://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=1334

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	専門家派遣事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	種々の課題や新事業・新分野等に取り組もうとする意欲のある中小企業者等に対して、それらの課題を分析し、事業計画策定等のサポートを行う専門家を派遣する事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	1回の派遣について上限1万円、一年度について20回までの派遣 対象経費:謝金、旅費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市 商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-shoukou@city.nankoku.lg.jp

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	物部川流域アクションプラン実現事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	地域アクションプラン等高知県産業振興計画に位置付けられた取組又はそれに準ずると認められる取組を実現しようとする事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:1/2以内 限度額:50万円 対象経費:謝金、旅費、原材料費、機械装置の改良または借用費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費、包装及びデザイン外注費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市 商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-shoukou@city.nankoku.lg.jp

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	商店街等活性化事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	商店街の活性化を推進するために行う(1)イベント事業及び(2)調査・研修事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	(1)イベント事業 補助率:1/2以内、限度額:60万円 (2)調査・研修事業 補助率:1/2以内、限度額:60万円 対象経費:謝金、旅費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、調査研究委託費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市 商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-shoukou@city.nankoku.lg.jp

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	中心市街地活性化事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	中心市街地の活性化と地域の賑わいの創出を図るための事業であり、指定区域内において創業し、事前に商工会において事業計画等について指導を受けるもの(中心市街地創業事業)
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:1/2以内、限度額:100万円 対象経費:店舗に係る賃借料、店舗改装費、別に定める設備に係る費用及び広告宣伝費(店舗に係る賃借料については、1箇月当たり5万円で6箇月分を限度とする)
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市 商工観光課 電話 088-880-6560 , FAX 088-863-1167 メールアドレス n-shoukou@city.nankoku.lg.jp

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	新製品等研究開発事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	高等教育機関、公設試験研究機関等と共同研究を行った新製品・新商品・新技術の開発及び南国市内の他の中小企業者等と連携して新製品・新商品・新技術を開発する事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	改装費:補助率:1/2以内、限度額:100万円 対象経費:謝金、旅費、原材料費、機器装置の購入・改良又は借用に要する経費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市 商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-shoukou@city.nankoku.lg.jp

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	地域特産品等開発事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	南国市の地域資源を活用して特産品や観光資源の開発を行う事業及び開発した商品の販路拡大に係る事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	改装費:補助率:3/4以内 限度額:30万円 対象経費:謝金、旅費、原材料費、機械装置の購入又は借用に要する経費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費、包装及び容器デザイン外注費、試作品開発委託費並びに販売促進費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市 商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-shoukou@city.nankoku.lg.jp